

第2回 簀子小学校跡地活用会議
参考資料

平成30年8月24日
福岡市

(1) 計画書[全文]

舞鶴中学校区の小中学校再編に関する計画書

1 計画概要

子どもたちが学びやすい教育環境を構築し、確かな学力と豊かな心を育むとともに、子育て世帯の都心居住につながる、魅力ある学校づくりを行うため、大名小学校、簀子小学校、舞鶴小学校、舞鶴中学校を統合再編し、施設一体型小中連携校を整備する。

2 事業スケジュール

[基本・実施設計] 平成22年度～平成23年度
[新校舎建設工事] 平成24年度～平成25年度
[開校] 平成26年4月

3 建設予定地

福岡市中央区舞鶴2丁目（現舞鶴小学校用地）
※福岡市内部で協議しながら、福岡検察庁・少年科学文化会館側に運動場をもう1面整備する。

4 開校に向けた準備

平成22年度以降に保護者・地域・学校・教育委員会で構成する「開校準備委員会」を設置し、新設校の開校に向けた準備を進める。

また、テーマごとに以下の専門部会を設置し、具体的な検討を進める。

- (1) 施設部会：施設整備、施設開放に関すること。
- (2) 学校教育部会：教育カリキュラムの編成に関すること。
- (3) 交通安全部会：通学路の安全確保に関すること。

5 簀子小学校跡地の取扱い

別記のとおり簀子小学校跡地を取り扱う。

6 協議

本計画書を変更する必要がある場合、及び本計画書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定する。

本計画について、福岡市長は予算の確保等に努めるものとし、簀子校区と福岡市は双方が連携して事業を推進する。

平成22年2月3日

簀子校区自治連合会 会長



簀子小学校父母教師会 会長



福岡市長

吉田 宏

〔別記〕 簀子小学校跡地の取扱いについて

- (1) 既存の体育館棟を含む約6,000㎡を新設校の第2運動場とする。
 - ①「学校校庭夜間開放事業」は継続する。
 - ②地域団体等より使用申請があった場合は、「福岡市立学校校舎校庭使用許可実施要綱」に基づき、学校長が使用許可する。
 - ③運動場設置の附帯施設の取扱いはおおむね下記のとおりとする。
 - ・木造体育倉庫を残す。
 - ・国旗掲揚台は第2運動場に移設する。
 - ・北棟校舎の夜間照明は移設する。
 - ・屋外トイレは、校舎の解体工事にあわせて整備する。
 - ・防犯パトロールカー等の駐車スペースは現行どおり確保する。
 - ④地震等の災害発生時には避難場所として使用する。
- (2) 既存の体育館棟を新設校の第2体育館とする。
 - ①「学校体育館開放事業」は継続する。
 - ②地域団体等より使用申請があった場合は、「福岡市立学校校舎校庭使用許可実施要綱」に基づき、学校長が使用許可する。
 - ③地震等の災害発生時には避難所として使用する。
- (3) 体育館棟1階諸室は会議室として改修し、地域団体等より使用申請があった場合は、「福岡市立学校校舎校庭使用許可実施要綱」に基づき、学校長が使用許可する。
- (4) 学校長は、学校施設の利用予定を作成するにあたり、簀子校区が優先して利用できるよう配慮する。
- (5) 第2運動場・第2体育館は告示を行い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による規制について、福岡県公安委員会と協議する。
- (6) 第2運動場を除く約2,500㎡については、地域の意見もふまえ、今後福岡市において跡地利用計画を策定する。

(2) 地域の利用状況

① 学校施設の利用のルール

○ 「学校施設開放事業」により、地域等が利用

※福岡市立学校校舎校庭使用許可実施要綱に基づき使用許可

- 事業概要：学校施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民のスポーツ活動や社会教育の場として利用する事業
- 開放施設：校庭、講堂兼体育館
- 使用の優先順位：①学校活動、②地域活動、③その他
- 使用料：地域等が使用する場合は減免（※夜間照明料は必要）

学校施設開放事業の手引き平成28年4月～【抜粋】

種別	使用区分	単位	金額(円)	夜間照明加算(円)
校庭	一般	1時間につき (1時間未満の講堂は、1時間とします。)	200	600
	(※公共)		(100)	(600)
講堂兼体育館	一般		250	
	(※公共)		(150)	
柔剣道場	一般		150	
	(※公共)		(100)	

「参考」
教室の使用料
一般 100円/時間
公共 50円/時間

- ※「公共」とは、次に掲げる場合の使用をいいます。
- (1) 市または教育委員会が後援する事業のため使用するとき。
 - (2) 教育委員会が教育行政上の必要があると認めるとき。

* 使用料減免要件

- ・本市の執行機関の主催または共催による使用
- ・公民館または地域団体等(※)の主催または共催による使用
- ・青少年の健全育成を目的に、主として福岡市在住の中学生以下で構成された団体(法人を除く)の使用
- ・青少年の健全育成を目的とする団体(法人を除く)が、主として福岡市在住の中学生以下のものを対象に、事業活動を行うための使用
- ・私立認可保育園及び私立認可幼稚園による使用

※ 地域団体等とは、自治協議会（交通安全推進委員会、体育振興会、男女共同参画協議会、青少年育成連合会、ごみ減量・リサイクル推進会議、献血推進協会、衛生連合会、自主防災組織等）、子ども育成連合会、老人クラブ、PTA、人権尊重推進協議会、社会福祉協議会等の校区を単位とした団体、及び子育てサークルやボランティアサークルなど現代的課題等に取り組む団体を指す。

※校庭の夜間照明施設を使用する場合の加算額は、減免の対象にはなりません。

② 地域行事等での主な利用状況(平成29年度)

○ 運動場や体育館の利用

- 夏祭り(8月)
- 敬老会(9月)
- 運動会(10月)
- 公民館まつり(11月)
- もちつき大会(12月) など



出典：黄子自治連FB

運動会



出典：黄子自治連FB

③ サークル活動等での利用状況

凡例		公民館サークル等、地域利用							一般利用							H30.5月利用状況	
施設名	曜日	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
体育館	月																
	火																
	水																
	木																
	金																
	土																
	日																
運動場	月																
	火																
	水																
	木																
	金																
	土																
	日																

授業時間帯 (Blue oval highlighting Monday-Friday 9:00-15:00)

(3) 地域における跡地活用検討に関する意見

簀子小学校跡地の活用検討に向け、地域において「簀子小学校跡地活用推進委員会」が設置され、跡地活用検討に関する地域意見のとりまとめが平成29年1月～4月にかけて行われました。

① 簀子小学校跡地活用推進委員会について

構成	簀子自治連合会役員，各町内会会長，各商店街の代表，各種団体の代表等
目的	地域や福岡市にとって魅力ある跡地活用となるよう，地域意見のとりまとめや，市等の関係機関との意見交換を行う など

② 取組みの概要

平成29年 1月25日	第1回簀子小学校跡地活用推進委員会 ・委員会の設置等
2月28日	第1回意見交換会(ワークショップ)
3月9日	第2回意見交換会(ワークショップ)
3月23日	第3回意見交換会(ワークショップ)
4月19日	第2回簀子小学校跡地活用推進委員会 ・跡地活用検討に関する地域意見

意見交換会の様子



③ 跡地活用検討に関する地域意見

● : 第1希望 ● : 第2希望

要望項目	課題認識	跡地に望むこと	意見交換会で出された意見 (跡地でやりたいこと・跡地にできたらいいもの)
活気ある コミュニ ティ活動	▼長年、学校を中心として 様々な地域活動を行って きており、学校施設が 担っていた役割の継続的 確保への不安	○地域行事等の場 ☆夏祭りや運動会， サークル活動の場	【跡地活用の検討条件（計画書の趣旨）】 ・地域行事等の場としての広場，体育館機能
	▼気軽にコミュニケー ションが図れる場の不足 ▼新たな地域活動ができ る場の不足	○地域住民の交流・憩い， 様々な地域活動の場 ☆営業行為など学校施設 ではできなかった こと	・地域が利用できる場所（営業行為など学校施設で はできなかったこと，様々な交流の場，自治連活動 の場等） ●●●●●●●● ・公民館 ●●● ・地域菜園 ●●
安全安心な まちづくり	▼近年、自然災害が頻発 しており、学校施設が 担っていた役割の継続 的確保への不安	○災害時の身近な避難場 所 ☆高齢者や子ども達が 安全に避難できる場	【跡地活用の検討条件（計画書の趣旨）】 ・災害時の避難場所，避難所としての広場，体育館 機能
	▼近年頻発する自然災害 への備えの不安	○防災機能の強化	・災害備蓄倉庫 ●
	▼防犯上の不安	○防犯機能の強化	・交番 ●●●●●●
地域の 魅力向上	▼生活を豊かにする福祉 施設，健康づくりの場， 便利施設等の不足	○地域や市民が利用でき て，生活が豊かになる 施設	・子育て施設（保育所〔多様な保育〕，託児所， 幼稚園） ●●●●●● ・高齢者施設（特養等） ●●●●●● ・駐車場 ●●●●●●，コンビニ ●●●● ・防音ルーム ●●●● ・図書館 ●●●●，ブックカフェ ●● ・総合スポーツ施設 ●●，トレーニングジム ●●， 健康遊具 ●●
	▼緑や潤い空間の不足	○緑や潤いのある空間 ○良好な生活環境	・通り抜け通路・公園と一体のオープンスペース ●●●● ・緑のある空間 ●● ・住宅地としてのブランド力 ●●
	▼昔に比べて地域の活気 がなくなっている	○地域活性化 ○賑わいに繋がる施設	・多目的ホール ●●●●●●●●●●，総合施設 ●●， 文化施設 ●● ・教育関係施設 ●●●●●●●●●●，学校 ●●●●●●●●●●，児童館 ●●●●●●●●●●，学習室 ●●●●●●●●●● ・ファミリー向けマンション ●●●●●●●●●● ・城下町としての簀子ブランド・人を呼べるもの ●●●●●●●●●● ・資料館（簀子歴史等） ●●●●●●●●●●，商店街活性化 ●●●●●●●●●● ・インバウンド・宿泊施設 ●●●●●●●●●● ・温泉 ●●●●●●●●●●

(4) 民間アイデア募集の提案概要について(平成30年8月時点)

課題解決に向けた提案の範囲

自ら実施の意思がある事業化の範囲

平成29年9月時点からの変更箇所

	事業化の範囲・跡地活用のイメージ等	跡地活用の概要			
A	<p>那の津通り 至天神</p> <p>大手門商店街</p> <p>※整備(管理は市等)</p> <p>住宅 住宅用駐車場</p> <p>広場</p> <p>体育館 駐車場</p> <p>黄子公園</p> <p>※既存施設を改修(管理は市等)</p>	課題解決に向けた基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館機能が継続的に確保されるよう、体育館施設へのアプローチの確保とバリアフリー化など外部空間の再整備について、可能な限り協力 ・「学校施設開放事業」を基本に地域が利用される事を支援 		
		広場・体育館整備の概要	広場機能：民間が再整備し、市等が管理運営 体育館機能：民間が既存施設を改修し、市等が管理運営		
		主な導入機能	住宅(分譲)		
		事業化の範囲	一部 約3,500㎡	土地権利 の設定方法	購入
B	<p>那の津通り 至天神</p> <p>大手門商店街</p> <p>住宅</p> <p>複合施設</p> <p>体育館</p> <p>広場</p> <p>黄子公園 駐車場</p> <p>※半地下</p>	課題解決に向けた基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館の屋上部分も公園として利用できるようにする ・敷地西側の大手門商店街との回遊性を意識した街づくりを行う 		
		広場・体育館整備の概要	広場機能：市による整備、管理運営 体育館機能：市による整備、管理運営		
		主な導入機能	住宅(分譲)、複合施設(商業・サービス施設、住宅(賃貸))		
		事業化の範囲	一部 約5,000㎡	土地権利 の設定方法	購入
C	<p>那の津通り 至天神</p> <p>大手門商店街</p> <p>体育館</p> <p>教育等</p> <p>広場</p> <p>黄子公園</p>	課題解決に向けた基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設等として整備する広場と体育館を地域開放し、地域行事・サークル活動の場や災害時の避難場所としても利用 		
		広場・体育館整備の概要	広場機能：民間が新たに整備、管理運営 体育館機能：民間が新たに整備、管理運営		
		主な導入機能	教育施設等		
		事業化の範囲	全体 約8,500㎡	土地権利 の設定方法	購入 もしくは借地
D	<p>那の津通り 至天神</p> <p>大手門商店街</p> <p>住宅 住宅用駐車場</p> <p>広場</p> <p>商業施設</p> <p>健康増進施設(体育館)</p> <p>黄子公園</p>	課題解決に向けた基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地域利用を継続するためのグラウンド規模を確保し、かつ、体育館を健康増進施設として再整備することで、利用者の拡大を図り、それらを実現 		
		広場・体育館整備の概要	広場機能：民間が新たに整備、管理運営 体育館機能：民間が健康増進施設として新たに整備、管理運営		
		主な導入機能	住宅(分譲)、商業施設やクリニックモール等の生活利便施設		
		事業化の範囲	全体 約8,500㎡	土地権利 の設定方法	購入 もしくは借地
E	<p>那の津通り 至天神</p> <p>大手門商店街</p> <p>住宅・医療・福祉・子育て・教育</p> <p>広場</p> <p>体育館</p> <p>黄子公園</p> <p>時間貸駐車場</p>	課題解決に向けた基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館は新設し、「多世代・地域交流」「スポーツ」を軸とした拠点として整備 ・広場、体育館は現状の機能を維持し、学校活動、地域活動での利用を前提として整備 		
		広場・体育館整備の概要	広場機能：民間が新たに整備、管理運営 体育館機能：民間が新たに整備、管理運営		
		主な導入機能	住宅(賃貸、サービス付高齢者向け住宅)、介護施設、子育て支援施設、教育施設、各種テナント、地域交流スペース		
		事業化の範囲	全体 約8,500㎡	土地権利 の設定方法	借地
F	<p>那の津通り 至天神</p> <p>大手門商店街</p> <p>ホテル等</p> <p>福祉・介護</p> <p>体育館</p> <p>広場</p> <p>黄子公園</p> <p>※地下駐車場</p>	課題解決に向けた基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館を整備するとともに、災害時の収容避難所としても利用 ・広場を災害時の避難場所として整備するとともに、地域行事やサークル活動の場としても利用 		
		広場・体育館整備の概要	広場機能：民間が新たに整備、管理運営 体育館機能：民間が新たに整備、管理運営		
		主な導入機能	デイケアや老人ホームなどの福祉介護施設、ホテルやアパートメントホテルなどの複合施設		
		事業化の範囲	全体 約8,500㎡	土地権利 の設定方法	借地
G	<p>那の津通り 至天神</p> <p>大手門商店街</p> <p>多目的施設(体育館等)</p> <p>広場</p> <p>駐車場</p> <p>住宅用駐車場</p> <p>住宅</p> <p>黄子公園</p>	課題解決に向けた基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・市による多様なサービスを提供する多目的施設と環境整備で、地域に必要な機能を提供 		
		広場・体育館整備の概要	広場機能：市による整備、管理運営 体育館機能：市による整備、管理運営		
		主な導入機能	住宅(分譲、高齢者向け)		
		事業化の範囲	一部 約3,050㎡	土地権利 の設定方法	購入

(5)福岡市基本構想(平成24年12月改定)

【都市像】

住みたい、行きたい、働きたい、アジアの交流拠点都市・福岡

- 1 自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市
- 2 自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市
- 3 海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市
- 4 活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市

(6)第9次福岡市基本計画(平成24年12月改定)

【都市経営の基本戦略】

- (1) 生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出す
 - (2) 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う
- 【分野別目標】

- 目標1：一人ひとりが心豊かに暮らし、元気に輝いている
 目標2：さまざまな支え合いとつながりができている
 目標3：安全・安心で良好な生活環境が確保されている
 目標4：人と地球にやさしい、持続可能な都市が構築されている
 目標5：磨かれた魅力に、さまざまな人がひきつけられている
 目標6：経済活動が活発で、たくさんの働く場が生まれている
 目標7：創造的活動が活発で、多様な人材が新しい価値を生み出している
 目標8：国際競争力を有し、アジアのモデル都市となっている

都市経営の基本戦略



(7)都市計画マスタープラン(平成26年5月改定)

跡地周辺地域の位置づけ	中心市街地
簗子小学校跡地の位置づけ	複合市街地ゾーン

将来の都市構造図



土地利用の区分



中心市街地	概ね都市基盤が整備されている中心市街地は、都心部や広域拠点を補完する商業・業務などの機能を担いつつ、職住近接を基本とした良好な居住環境の実現を図ります。
中・高密度住宅地	中心市街地に近接する利便性を生かしつつ、良好な住環境を備えた、中・高密度住宅地づくりに努めます。
森の緑地環・緑の腕	森の緑地環は、市街地と博多湾を環状に囲む森林の緑で、快適な都市環境や生態系を維持し、やすらぎをもたらすふるさとの景観の基盤となる緑としての保全を図ります。緑の腕は、「森の緑地環」から市街地へ伸びる緑地の帯で、市街地の生活環境や生物の生息・生育環境、美しい都市の景観形成の軸となる緑の保全・創出を図ります。
都市の緑活用空間	西公園、舞鶴公園、大濠公園などで、都市の中の貴重な緑を活用し、スポーツやレクリエーションなどを通じて市民や来街者が集い、憩える空間づくりを進めます。

簗子小学校跡地の位置付け(中央区の将来像図)

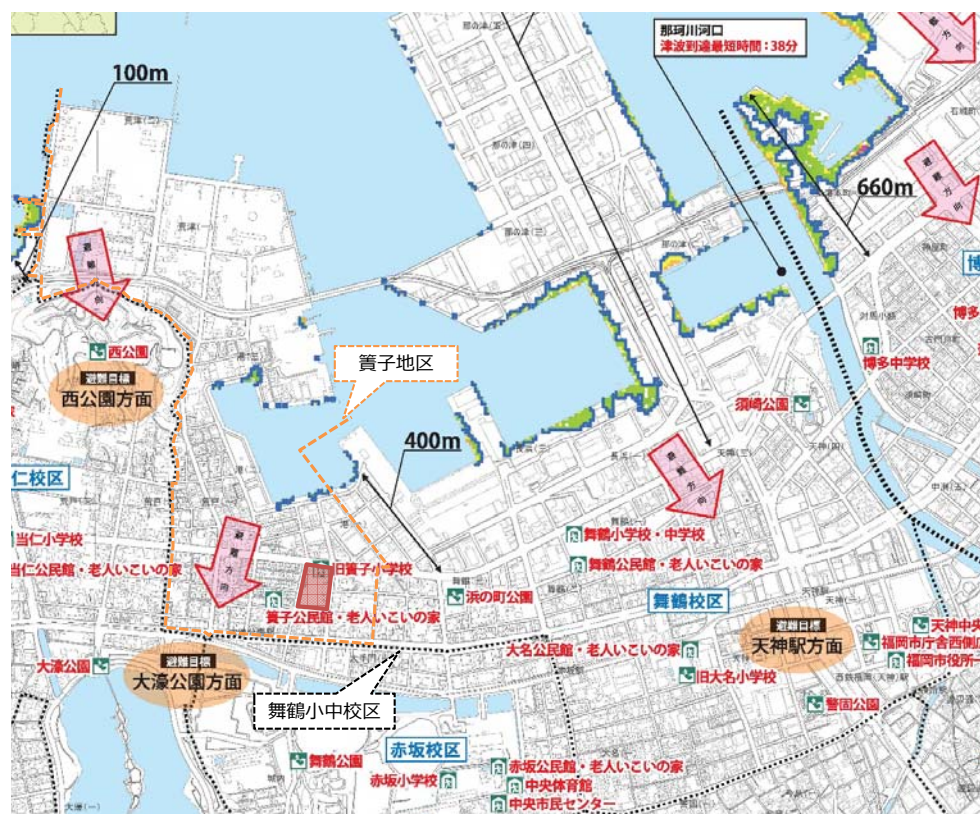


拠点・ゾーン・軸	まちの将来像	まちづくりの視点
機能充実・転換する地区	緑と歴史・文化が調和した魅力ある空間づくりを行い、集客・交流の拠点となるまち	○福岡市のシンボルとなる拠点づくり ○福岡城跡や瑞穂館跡の活用など歴史・集客機能の強化 ○観光バス乗降場の確保 ○舞鶴公園と大濠公園の歩行者ネットワークの強化
都市の緑活用空間	都心に近い貴重なオープンスペースで、市民や来街者が自然とふれあえるレクリエーションと憩いの場	○都心に近い憩い空間の充実 ○憩い空間にふさわしい周辺土地利用の誘導
都市軸	福岡市の骨格となる重要な交通ネットワークを受け持つ道路の沿道に、商業・業務・サービス施設や中高層住宅などが連続した沿道の市街地	○都市計画道路などの整備状況 ○沿道の有効利用 ○連続性のある良好な街並みの形成 ○後背地などの周辺環境への配慮 ○交通ネットワークの形成
沿道軸	幹線道路沿道に商業・業務・サービス施設や中高層住宅などが連続した沿道の市街地	○歩行空間の確保 ○狭い道路の改善 ○老朽木造集中地区での延焼防止 ○低層住宅地の環境保全 ○職住が調和した複合市街地づくりと良好な街並みの形成
複合市街地ゾーン	住宅を中心に都心機能を支援する業務機能・商業施設が共存する複合市街地	○緑地の保全・育成 ○無秩序な開発の抑制
緑地・丘隈地	西公園から油山まで繋がる豊かな緑	○緑地の保全・育成 ○無秩序な開発の抑制

(8) 福岡市浸水ハザードマップ(平成27年6月改定)



(9) 福岡市津波ハザードマップ(平成29年11月改定)



凡例

- 中央区役所
- 市主要行政機関
- ⊗ 消防署(出張所)
- ⊗ 警察・交番
- ⌆ 水防倉庫
- ⚡ 救急告示又は官公庁等主要病院
- 📏 水位観測所
- 🚶 アンダーパス
- 📢 サイレン

- 区界
- == 高速道路
- == 国道
- == 主要道路
- Ⓜ 一時避難所
- Ⓜ 収容避難所

※ Ⓜ(番号)の連絡先は裏面に記載しています。

河川からの浸水想定区域

那珂川が、おおむね100年に1回程度起こる大雨(24時間総雨量328mm)によりはん蓋した場合および樋井川が、おおむね70年に1回程度起こる大雨(12時間総雨量256mm)により、はん蓋した場合想定される浸水の状況を、福岡県がシミュレーションにより求めたものです。

想定される水深を色別であらわしています。水深の目安は次のとおりです。

2.0 ~ 3.0mの区域	▽ 3.0m(2階の床までつかる程度)
1.0 ~ 2.0mの区域	▽ 2.0m(1階の軒下までつかる程度)
0.5 ~ 1.0mの区域	▽ 1.0m(1階部分でおよそ腰までつかる程度)
0.5m未満の区域	▽ 0.5m(大人の膝までつかる程度)

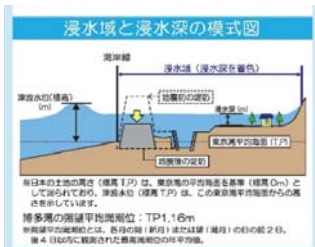
平成21年7月豪雨の浸水実績にもとづいた浸水想定区域

は、福岡市の平成21年7月豪雨の浸水実績調査にもとづき、浸水が想定される範囲を示したものです。また、一部の地域については、水害に関するワークショップなど住民の方々の情報・意見を踏まえて範囲を定めています。

水深は、おおむね大人のひざ下(45cm)程度を想定しています。

市が指定する周辺の避難場所情報

施設名	TEL	収容人数
舞鶴公民館・老人いこいの家	712-2268	25
旧舞鶴小学校	-	22
舞鶴公民館・老人いこいの家	771-3541	2.1
舞鶴小学校・中学校	(小)741-6322 (中)741-4985	2.1
福岡市役所一階ロビー	733-5802	2.8
大名公民館・老人いこいの家	751-4212	3.6
旧大名小学校	-	4.2
須崎公園	-	3.2
天神中央公園	-	3.7
福岡市庁舎西側広場	-	3.5
舞鶴公園	-	2.7
須崎公園	-	2.4



凡例

- 🏠 避難所
- 🚶 避難方向
- 📏 津波避難場所
- 📏 予想津波到達ライン
- ⋯ 行政区界
- ⋯ 校区界

■ 想定される浸水深の目安

- 2.0m ~ 5.0m未満
- 1.0m ~ 2.0m未満
- 0.3m ~ 1.0m未満
- 0.01m ~ 0.3m未満

※浸水深とは、水深一定層での浸水

(承諾番号 平 27 情 後、第 510 号)

(10) 舞鶴小中学校の利用調整について

- 舞鶴小中学校の施設を簀子、大名、舞鶴の3地区が円滑に利用できるよう、平成29年に市と3地区の協議の場を設置し、利用調整のルールを定めました。

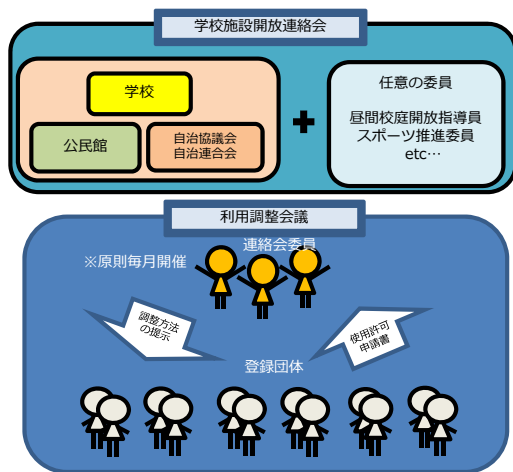
<利用調整方法のイメージ>

➤ 学校施設開放連絡会

- 利用調整ルールの協議
- 学校行事や自治協議会・連合会事業、公民館事業などの日程調整

➤ 利用調整会議

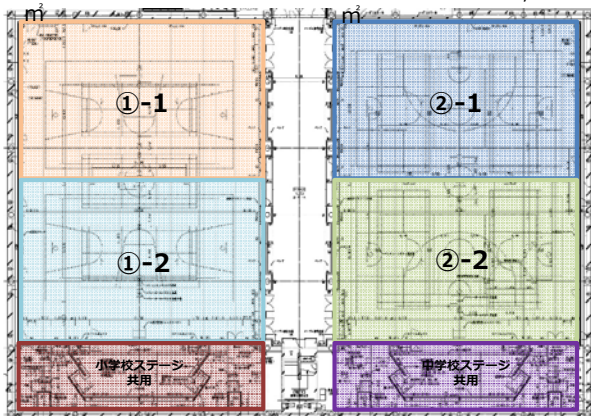
- 連絡会で決定した一般開放日を一般登録団体へ開示
- 各登録団体は話し合い等でスケジュールを調整
- スケジュール調整後、学校施設使用許可申請書を市へ提出



<体育館利用のイメージ>

①小学校体育館 1,100㎡

②中学校体育館 1,100㎡



- ※①-1簀子, ①-2舞鶴, ②-1供用, ②-2大名を基本として利用
- ※①, ②の大コートも利用可能

◀開放時間(平成30年度)▶
・平日 17:00~22:00
・土日祝日 8:00~22:00

◀開放時間(平成30年度)▶
・全日 19:00~22:00

<校庭利用のイメージ>

③校庭 8,000㎡

- ※エリア分割が困難であるため、原則、全面利用
- ※検察庁跡地に第2運動場を整備した後は、現校庭と第2運動場を3地区が共用で利用できるよう調整予定

◀開放時間(平成30年度)▶
・月曜日 17:00~21:00
・火~日曜日 19:00~21:00

<柔剣道場利用のイメージ>

④柔剣道場 410㎡

- ※原則、武道以外の活動は不可
- ※エリア分割が困難であるため、原則、全面利用

◀開放時間(平成30年度)▶
・全日 19:00~22:00

- 体育館でのサークル活動等については、公式戦など跡地に確保する体育館規模を超える活動や、跡地活用に向けた民間施設の建設工事期間中は、舞鶴小中学校において対応できるようにしています
- 広場でのサークル活動等についても、検察庁跡地に第2運動場を整備した後は、体育館と同様に舞鶴小中学校において対応できるようにしています

(11) 舞鶴小中学校の利用状況について(平成30年6月時点)

凡例		公民館サークル (簀子 舞鶴 大名)																			一般利用		H30.6月利用状況	
施設名	エリア	曜日	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21								
① 小学校体育館	①-1	月	授業時間帯												新体操									
		火	授業時間帯												バレー									
		水	授業時間帯												バトン		バレー							
		木	授業時間帯												バレー		バレー							
		金	授業時間帯												バレー		バレー							
		土	授業時間帯												バレー		バレー							
		日	授業時間帯												バレー		バレー							
	①-2	月	授業時間帯												器械体操		バレー							
		火	授業時間帯												新体操									
		水	授業時間帯												空手									
		木	授業時間帯														舞踊							
		金	授業時間帯														居合道							
		土	授業時間帯												バレー		バレー							
		日	授業時間帯												ソフトバレー		バレー							

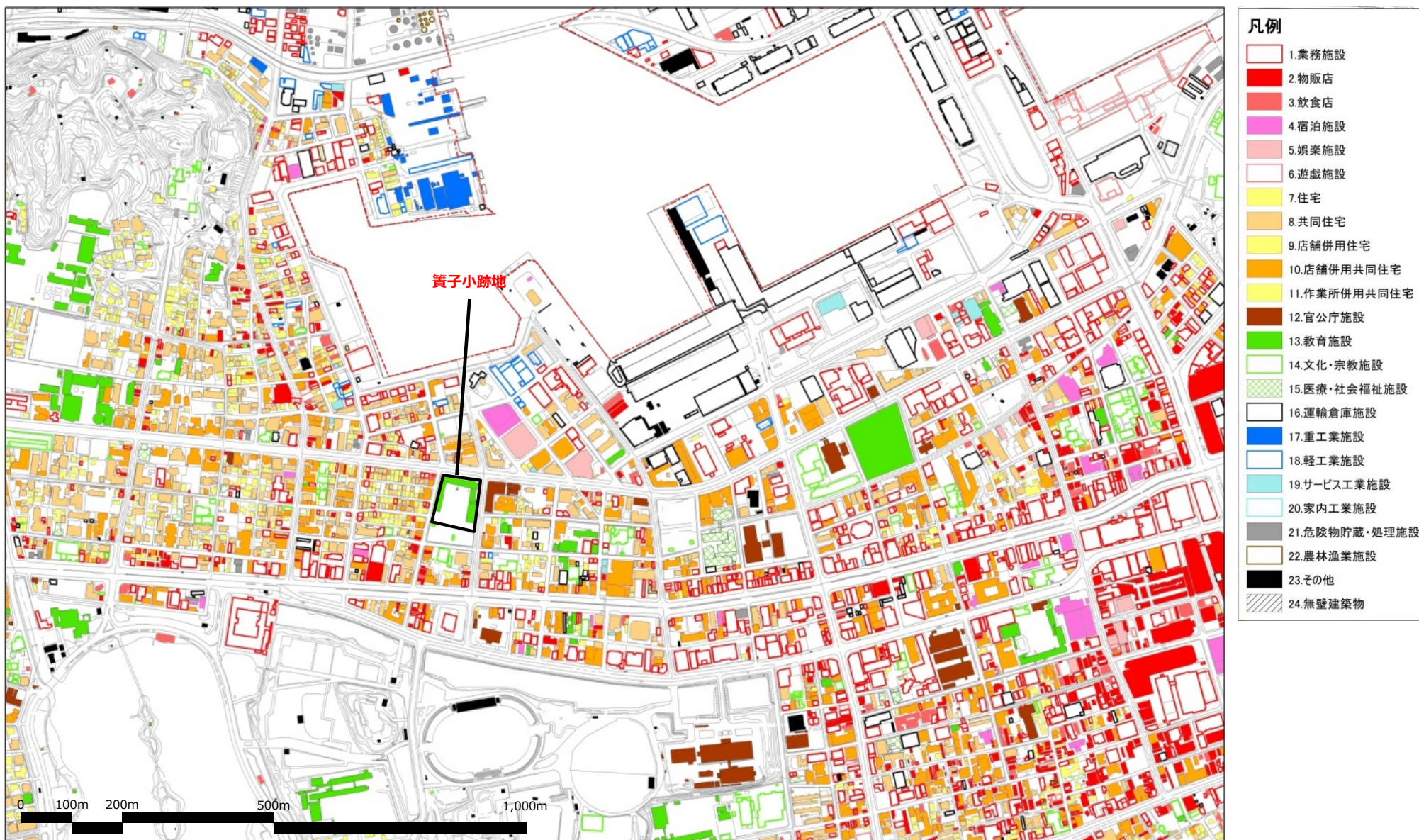
施設名	エリア	曜日	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
② 中学校体育館	②-1	月	授業・部活時間帯												バトン			
		火	授業・部活時間帯												バスケット			
		水	授業・部活時間帯												バドミントン			
		木	授業・部活時間帯												新体操			
		金	授業・部活時間帯												バスケット			
		土	授業・部活時間帯												バスケット			
		日	授業・部活時間帯												バスケット			
	②-2	月	授業・部活時間帯												バドミントン			
		火	授業・部活時間帯												バレー			
		水	授業・部活時間帯												バスケット			
		木	授業・部活時間帯												バスケット			
		金	授業・部活時間帯												バスケット			
		土	授業・部活時間帯												バスケット			
		日	授業・部活時間帯												バスケット			

施設名	エリア	曜日	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
③ 校庭	共用	月	授業・部活時間帯												ソフト			
		火	授業・部活時間帯														サッカー	
		水	授業・部活時間帯														サッカー	
		木	授業・部活時間帯														サッカー	
		金	授業・部活時間帯														サッカー	
		土	授業・部活時間帯														ソフト	
		日	授業・部活時間帯															

施設名	エリア	曜日	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
④ 柔剣道場	共用	月	授業・部活時間帯												居合道			
		火	授業・部活時間帯												居合道			
		水	授業・部活時間帯												居合道			
		木	授業・部活時間帯												合気道			
		金	授業・部活時間帯															
		土	授業・部活時間帯															
		日	授業・部活時間帯															

(11) 建物用途

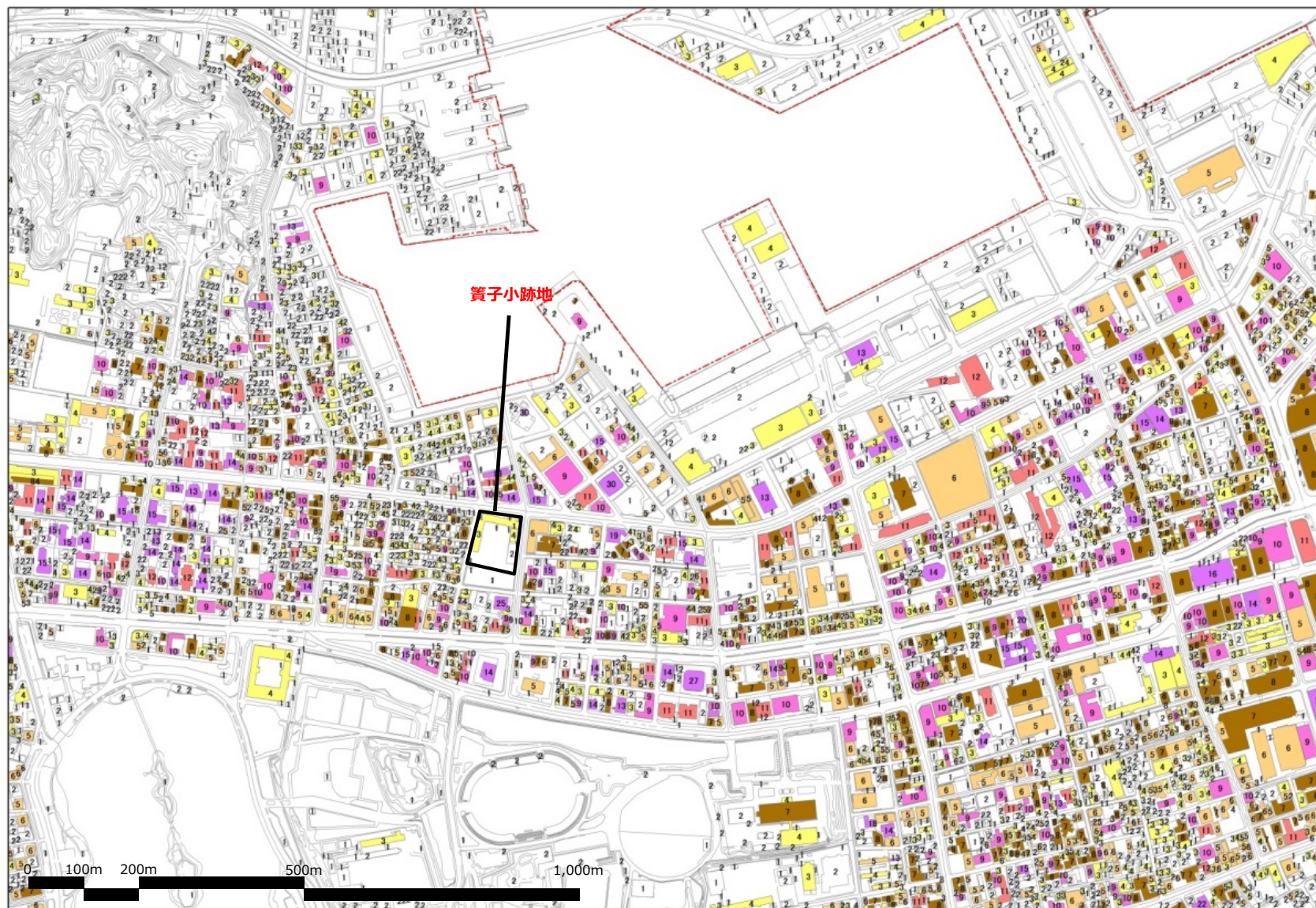
- 跡地周辺は、主に住宅（共同住宅，併用住宅含む）が立地している。
- 幹線道路沿いには、業務施設が多くみられ、都心部へ向かうほど多くなっている。



建物用途現況図(平成24年)/福岡市

(12) 建物階数

- 跡地周辺は、中高層の建物が多く、跡地西側には低層の建物が集積している。
- 幹線道路沿いに、高層の建物が多く立地しており、都心部へ向かうほど建物規模が大きくなっている。



凡例

建物現況図(階数)

建物階数

- 2階以下
- 3・4階
- 5・6階
- 7・8階
- 9・10階
- 11・12階
- 13階以上

建物階数現況図(平成24年)/福岡市

(13)福岡市内の主要プロジェクト

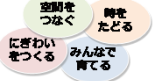
セントラルパーク構想の推進

大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用を図り、憩いの場、歴史・芸術文化・観光の発信拠点となる公園づくりを推進。

●基本理念と方向性

『時をわたり、人をつなごう。
～未来へつなげる福岡のシンボルへ～』

●将来像イメージ



福岡都心部の機能強化

天神BB 施築体系

新たな雇用の創出！
創出された空間を活用し、新たなビジネスと新たな雇用の創出を図る！

活力を生む
中心

新たな公共空間の創出！
まちづくりを中心とした、資金やノウハウ、幅広い層に開いた公共空間の創出を図る！

「天神ビッグバン」
快進撃をめざす
まちづくり

公共交通の充実
公共交通の充実と一歩先の乗り入れ創出！

付帯施設の創出等！
再創出した民間ビル等のインフラコストをゼロ（スマートビル）への転換とあわせ、高質なオフィス・商業空間と都市機能の創出を図る！

ウォーターフロントネクストの推進

(中央ふ頭・博多ふ頭の再整備)

- 福岡都心部の国際競争力を強化し、九州・西日本の発展に貢献
- MICEやクルーズなどの需要の増加に対し、都市機能の供給力の向上
- 海辺を活かしたにぎわいと憩いの空間形成

アイランドシティへのアクセス強化

自動車専用道路
アイランドシティ線
約2.5km 4車線
事業着手：H28年度

九州大学移転跡地（六本松地区）

●六本松地区

- 面積：6.5ha
- H26：道路・公園供用開始
- H27：各事業者の建築工事
- H30：まちなかの形成（司法機関等の移転完了）



九州大学伊都キャンパスへの移転

- 面積：275ha
- 移転スケジュール：H17～H30年度

時期	第1ステージ (H27～28)	第2ステージ (H29～30)	第3ステージ (H31～)
移転施設	工学系	法学系	理学系(427) 文学系(p326) 農学系(p330)
移転人数	5,200人	5,600人	7,900人
	計18,700人		

地下鉄七隈線延伸事業

- 地下鉄七隈線の延伸



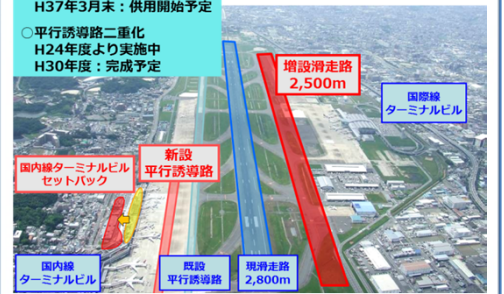
福岡空港へのアクセス強化

福岡空港国内線ターミナルへのアクセス強化等を図る自動車専用道路の早期実現に取組む。



福岡空港の機能強化

- 滑走路増設
H27年度：事業着手
H37年3月末：供用開始予定
- 平行誘導路二重化
H24年度より実施中
H30年度：完成予定



(14)跡地周辺地図

